

宮城県公報

宮 城 県
発行
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

○公印の廃止	(県政情報・文書課)	一
○公印の新調	(同)	二
○公印の改刻	(同)	三
○農業改良資金に係る償還金の収納事務の委託	(農業振興課)	三
○道路の区域変更	(道 路 課)	三
○土地改良区の定款変更の認可(二件)	(北部地方振興事務所)	四
○土地改良区の定款変更の認可	(東部地方振興事務所)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件)	(警察本部会計課)	四
○教育委員会定例会の開催	教育委員会	八

ページ


告 示

○宮城県告示第二百八十一号
次のとおり公印を廃止した。
令和四年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩







名称
種類
用途
印影
廃止年月日







宮城県知事 職務代理者 印 登米保 健所用	宮城県知事 職務代理者 印 栗原保 健所用	宮城県知事 印 登米保 健所用	宮城県知事 印 栗原保 健所用
知事職務 代理者印	知事職務 代理者印	知事印	知事印
保健所用	保健所用	保健所用	保健所用
			
令和四年 三月三十一日	令和四年 三月三十一日	令和四年 三月三十一日	令和四年 三月三十一日

宮城県石巻 保健所長之 印 登米支 所	地方機関長印	一般文書用		令和四年 四月一日

○宮城県告示第二百八十三号
次のとおり公印を改刻した。
令和四年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県仙台 北県税事務 所長之印	地方機関長印	一般文書用	<table border="1"> <tr> <td>旧</td> <td>新</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	旧	新			令和四年 四月一日
旧	新							
								

宮城県仙台 中央県税事 務所長印 納税証明用	地方機関長印	納税証明用	<table border="1"> <tr> <td>旧</td> <td>新</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	旧	新			令和四年 四月一日
旧	新							
								

○宮城県告示第二百八十四号
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、農業改良資金に係る償還金の収納事務を令和四年三月二十九日次のとおり委託した。
令和四年四月十二日

一 委託の相手方 宮城県知事 村 井 嘉 浩

柴田郡柴田町西船迫一丁目十番地の三 みやぎ仙南農業協同組合
登米市迫町佐沼字中江三丁目九番地の一 みやぎ登米農業協同組合

二 委託期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

○宮城県告示第二百八十五号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和四年四月十二日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年四月十二日

一 道路の種類 県道

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 路 線 名 石巻鮎川線
三 道 路 の 区 域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
石巻市鮎川浜向田無番地先から 同市鮎川浜マモノ上六番一地先まで		前 A	後 B	一・二・一 三・七・三	七五〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
A	B	一〇・二 三・七・三	二六四・〇	七五〇・〇		
				一〇・一 二・二・三	二六四・〇	

○宮城県告示第百八十六号

江合川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和四年三月三十日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和四年四月十二日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 佐々木

均

○宮城県告示第百八十七号

美里東部土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和四年三月三十日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和四年四月十二日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 佐々木

均

○宮城県告示第百八十八号

石巻市稲井土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和四年三月三十日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台

地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和四年四月十二日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 小林 一 裕

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和四年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 地図データライセンス使用許諾契約 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 令和四年六月一日から令和九年五月三十一日まで

4 履行場所 宮城県警察本部総務部情報管理課ほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、そ

の者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二一三三三五）へ令和四年四月二十二日（金）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 担当課

千九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二二二二一七二七一、内線二二三三）

2 入札説明書等の交付方法

この入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードできる。

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和四年五月十一日（水）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間に、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、令和四年五月二十五日（水）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和四年五月二十六日（木）午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎地下一階入札室

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあるとき、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地

方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免
 税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百十分の百に相当する金額を入札書に記載
 すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札
 者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業
 務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以
 降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies Section, Accounting Division, General
 Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters May 25, 2022, 5 : 00 p.m.

2 Item/Service Required : A licensing agreement for map date - 1 set

3 Date and Place of Bid Selection : the Bidding room, Miyagi Prefectural Police Headquarters
 May 26, 2022, 10 : 00 am.

4 Contact : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi
 Prefectural Police Headquarters 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel
 022-221-7171 Ext. 2232

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和四年四月十二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県警察プリント貸借（R4PR）一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 令和四年十月一日から令和九年九月三十日まで

4 履行場所 宮城県警察本部交通部交通規制課ほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であ
 ること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条によ
 る廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立て
 をしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始
 の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第
 一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可
 の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てを
 なされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続
 開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお
 従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づい
 て更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、そ
 の者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこ
 と。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のい
 りにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行
 為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支
 店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及
 び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴
 力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」と
 いう。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力
 団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を
 図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴

力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。))又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二一三三三五)へ令和四年四月二十二日(金)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 担当課

千九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係(電話番号〇二二二二二一七七一、内線二二三二)

2 入札説明書等の交付方法

この入札公告が掲載された物品等電子調達システムからダウンロードできる。

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより令和四年五月十一日(水)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、令和四年五月二十五日(水)午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あてて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 令和四年五月二十六日(木) 午前十時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎地下一階入札室

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十八条第一項第三号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第九十七条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第一百三十三条及び百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Place and deadline for submitting bid form : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters May 25, 2022, 5 : 00 p.m.

- 2 Item/Service Required : Lease of a printer for Miyagi prefectural Police (R4PR) - 1 set
- 3 Date and Place of Bid Selection : the Bidding room, Miyagi Prefectural Police Headquarters
May 26, 2022, 10:30 am.
- 4 Contact : Supplies Section, Accounting Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel. 022-221-7171 Ext. 2232

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第六号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和四年四月十二日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

一 日 時 令和四年四月十五日 午後一時三十分

二 場 所 第一会議室

三 事 件

第一号議案 宮城県生涯学習審議会委員の人事について

第二号議案 宮城県社会教育委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二―二二一―三六一一）